

米子市高校生等通学費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市高校生等通学費助成金(以下「本助成金」という。)の交付について、米子市補助金等交付規則(平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、就学期の子どもを抱える世帯の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等を図ることで、子どもたちが通学費用を理由に希望する学びを諦めることがないよう支援するとともに、市内における定住の維持及び本市への移住の促進並びに公共交通機関の維持に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (2) 高校生等 県内の高等学校等に現に通学している県内在住の生徒又は学生をいう。ただし、高等専門学校にあっては第1学年から第3学年までの学生、専修学校にあっては高等課程に在籍する生徒に限る。
- (3) 公共交通機関 鉄道、路線バス及び市町村営バスをいう。
- (4) 路線バス バス事業者が乗合旅客を運送するために路線を定めて定期に運行する自動車(これに類するものとして市長が認める自動車を含む。)をいう。
- (5) 合理的経路 高校生等が公共交通機関を利用して通学する必要がある場合において、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路をいう。
- (6) 通学費 高校生等が合理的経路により通学するために当該公共交通機関に支払う通学定期券等の費用の合算額をいう。
- (7) 通学定期券等 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する高校生等に対して鉄道事業者又はバス事業者等が1か月以上の一定期間を利用単位として発行する券をいう。

(高校生等の要件)

第4条 本助成金の交付の対象とする高校生等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高等学校等への通学に公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用に当たり通学定期券等を使用している者であること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生業扶助(通学のための交通費)の受給者及び特別支援教育就学奨励費により通学費の全額を支給されている者でないこと。
- (3) 高等学校等における在籍期間が、助成金の交付の申請を行う日の属する年度において、法令又は当該高等学校等が定める修業年限を超えていないこと。ただし、当該在籍期間が修業年限を超えることについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(助成対象者)

第5条 本助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、前条の要件の全てを満たす高校生等に係る次に掲げる者(市内に住所を有する者に限る。)

とする。

- (1) 親権を行う者
- (2) 未成年後見人
- (3) 当該高校生等と現に生計を一にし、又は現に当該高校生等の監護をする者
- (4) 当該高校生等本人

(助成金の額)

第6条 本助成金の額は、1か月当たりの通学費（1か月を超える期間を有効期間とする通学定期券等を購入した場合には、当該通学定期券等の購入金額を当該通学定期券等の有効期間の月数で除して得た額。1円未満の端数は、切り捨てる。）から7,000円を控除して得た額に申請に係る通学の期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) 鉄道を利用する場合における特急料金
- (2) 修学年限の最終学年の3月、休学期間等、通学の実態がない期間に係る通学費相当額

(助成金の交付の申請及び支払の請求)

第7条 本助成金の交付を受け、及び支払を請求しようとする者は、毎年度の1月4日から3月15日までに、米子市高校生等通学費助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請し、及び請求しなければならない。ただし、3月に通学定期券等を購入する等の特別な理由がある場合は、3月25日までに申請し、及び請求することができる。

- (1) 通学定期券等の写し
- (2) 高校生等の在学証明書又は生徒手帳の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付するか否かを決定するものとする。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、当該助成金の交付の申請をした者に対し、米子市高校生等通学費助成金交付決定通知書（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付することが適当ではないと認めるときは、当該助成金の交付の申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(助成金の支払)

第10条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに、当該助成金を、当該交付の決定を受けた者が指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(規定外事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月12日から施行し、令和2年4月1日以後の助成対象

事業について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の米子市高校生等通学費助成金交付要綱別記様式第1号に規定する様式(以下「旧様式」という。)により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、使用することができる。
- 3 この要綱による改正後の米子市高校生等通学費助成金交付要綱第10条の規定は、旧様式による申請書により交付の申請がされた米子市高校生等通学費助成金の支払についても適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月7日から施行する。

別記 様式第1号 (第7条関係)

米子市高校生等通学費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

米子市長 様

(申請者)

郵便番号

住所

ふりがな氏名 (保護者等) (印)

電話番号 - -

米子市高校生等通学費助成金交付要綱 (令和2年4月1日施行) 第7条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。また、交付決定後は、当該交付決定に係る額の助成金の支払を請求します。

記

1 通学定期利用者及び通学定期情報

生徒又は 学生	氏名	生年月日		年	月	日				
	学校名	(第 学年)								
利用区間 (バス区間・鉄道区間)										
定期券の 有効期間 等の情報	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日	購入金額	円
	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日		円
	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日		円
	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日		円
	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日		円
	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日		円
	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日		円
	鉄道・バス	年	月	日	～	年	月	日		円
他の通学費助成の受給		有 ・ 無		※有の場合は、助成の対象にならない場合があります。						

2 振込情報 ※申請者と振込口座名義人は同一としてください。

金融機関名	支店名		支店・支所・出張所			
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号 (右詰め)				
(カナ) 口座名義人						

3 助成金交付申請額 円

【米子市記入欄】

申請受付年月日	年	月	日	決定年月日	年	月	日
交付決定額	円						

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

年 月 日

様

米子市長



米子市高校生等通学費助成金交付決定通知書

年 月 日付け申請のありました米子市高校生等通学費助成金につきましては、次のとおり交付することに決定しましたので、米子市高校生等通学費助成金交付要綱（令和2年4月1日施行）第9条第1項の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 助成年度
- 2 助成金の額
- 3 米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）及び米子市高校生等通学費助成金交付要綱の定めるところに従ってください。

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日から20日以内に、文書をもって交付申請を取り下げることができます。